



**在宅介護を担うすべての人の命と安全を守るために**

訪問介護・ケアマネジメントにおける安全確保とハラスメント対策の徹底



# 痛ましい事件を二度と繰り返さないために



## 埼玉県川口市での事件

訪問中の介護支援専門員が危害を加えられ死亡する痛ましい事件が発生しました。



## 最優先の課題

在宅介護従事者の安全確保は、今や業界全体で取り組むべき最優先事項です。



## 対策の再確認

悲劇を未然に防ぐため、組織と地域が連携した安全対策の徹底が求められています。



# 雇用主の義務化：カスタマーハラスメント対策

令和7年6月 成立

労働施策総合  
推進法等の改正

令和8年10月 施行

全事業主に  
「カスハラ防止措置」が  
義務付けられます

深刻なトラブルを防ぐための「雇用管理上必要な措置」が、  
望ましい取り組みから**法的な義務**へと変わります。



# ハラスメント対応の原則:「個人の問題」から「組織の防衛」へ

## 個人の対応(NG)



現場の職員ひとりに抱え込ませる。  
個人で解決を図る。

## 組織の対応(必須)



組織として体制を構築し、  
リスクを事前に把握・予防する。



# 事業所が直ちに取り組むべき3つのステップ





# 孤立を防ぐ：地域全体で守るネットワーク



自施設だけで抱え込まず、日頃から地域の関係機関と情報共有・相談ルートを築くことが命を守ります。



# 安全確保のための支援制度①：体制づくり

## 「地域医療介護総合確保基金」の活用



### 研修の実施

介護従事者向けのハラスメント対策・暴力対応研修への助成。



### 相談窓口の設置

自治体による専門的なハラスメント相談窓口の整備支援。



# 安全確保のための支援制度 ②：複数名での訪問

危険が予測される利用者宅への  
「複数名訪問」には経費支援があります。



## 対象

介護支援専門員等の同行訪問による経費



## 活用できる事業

- ・地域のケアマネジメント提供体制確保支援事業
- ・（介護支援専門員業務負担軽減支援事業等）

スタッフの命を守るため、一人での訪問が危険と判断される場合は積極的に制度を活用してください。





**「いかなる事情があろうと、断固として許されない」**

**「国民の福祉の増進のために尽力している専門職として、その善意を踏みじる行為と言わざるを得ません。私たちは、このような事件に屈することなく、これからも高齢者およびその家族の生活の安寧のために邁進してまいることが、ここに宣言いたします。」**

一般社団法人 日本介護支援専門員協会 声明より抜粋





# 全員で創る、安全な介護現場



介護を支えるあなたの安全が、社会の安心を支えています。  
組織と地域が一体となり、命を守る体制を築きましょう。